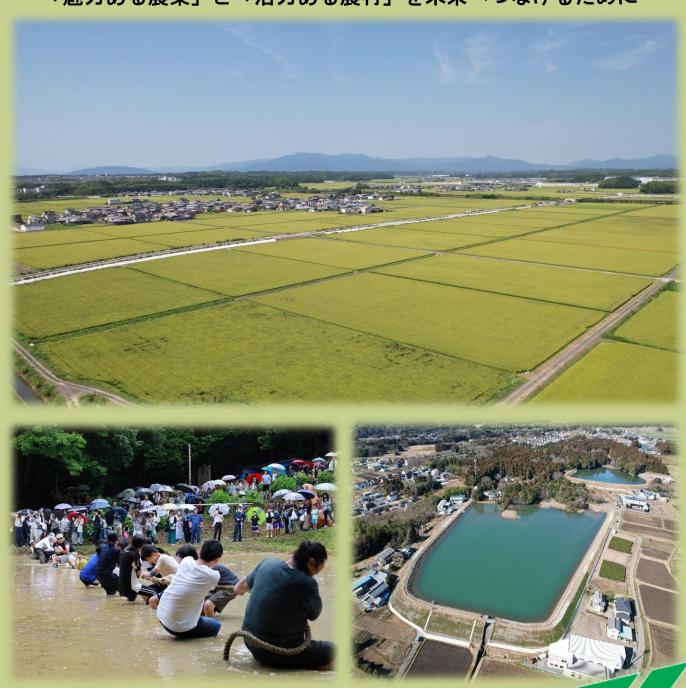
三重県農業農村整備計画(案)

~「魅力ある農業」と「活力ある農村」を未来へつなげるために~



令和〇年〇月

三重県

MIE PREFECTURE

【表紙の説明】

・上 : ほ場の大区画化(鈴鹿市 徳田地区)

・左下:大師の里・彦左衛門のあじさいまつり(多気町)

・右下:ため池整備(菰野町 新溜・村溜地区)

目 次

第1	章 計画策定の考え方
1	計画策定の目的
2	計画の位置づけ
3	

第2章 三重県の農業および農村をめぐる情勢

2	三重県の農業および農村の現状と対応すべき課題	1 3

第3章 基本的な考え方

1	農業農村整備の果たす役割	2 3
2	取組の展開に向けた基本視点	2 4
3	整備計画の見直し視点	2 6
4	農業農村整備がめざす農業および農村の将来の姿	2 8

第4章 整備方針と主要取組

1	農業生産性の向上	3 2
2	安全・安心な農村づくり	3 8

3	活力ある持続可能な農村の振興	4 4	1

第5章 推進体制

1	関係者の役割	5	2
2	推進体制	5	3

3 関連施策......53

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の目的

農業および農村は、安全で安心な食料を安定的に供給することに加えて、県土の保全、美しい農村景観の形成、伝統文化の継承などの多面的機能*の発揮を通じて、県民の暮らしの安定と向上に寄与する重要な役割を果たしてきました。三重県では、農業の持続的な発展と農村の振興を支える生産基盤を次世代に良好な形で継承するため、概ね10年後の農業農村整備のめざす方向を示し、その実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する「三重県農業農村整備計画」(以下、「整備計画」という。)を平成28(2016)年3月に策定し、その後、農業および農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、市町、土地改良区、有識者懇話会等の意見を踏まえ令和2(2020)年3月に整備計画を改定しています。

整備計画の改定以降、スマート農業に適した農地の大区画化や農業用水路のパイプライン化等の生産基盤の整備、農業水利施設の保全管理を計画的に推進するとともに、優良農地の確保に取り組み、営農の効率化や担い手*への農地集積率を向上してまいりました。また、農村の安全・安心を確保するため、農業用ため池や排水機場の豪雨対策及び耐震化・長寿命化等の整備とともに、ため池の管理体制の整備や農業用施設の適切な維持管理を促進し、農村や農地の自然災害による被害の未然防止に取り組んできました。さらに、農業用用排水施設などの生産基盤や集落道などの生活環境整備とあわせ、地域資源の保全活動を支援し、農村地域の活力を向上してまいりました。

一方、人口減少や高齢化の進行に伴う食料の生産力や安定供給力の低下、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まり、自然災害の一層の激甚化・頻発化、農村人口の減少による集落機能の低下など、農業および農村を取り巻く情勢は刻々と変化し続けており、その変化に的確に対応していく必要があります。

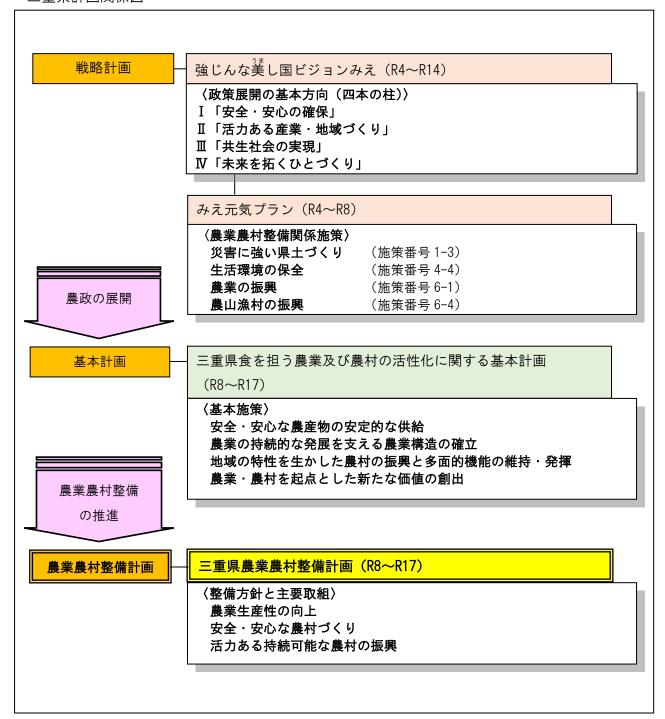
新たな整備計画は、こうした情勢の変化を踏まえ、「食料の安定供給を支える農業生産基盤の強化」「安心して暮らせるための農村づくり」「多様な人材と地域資源がフル活用された農村振興」を見直しの視点に改定し、農業・農村のめざす姿である「人口減少下で持続的に発展する農業」・「多様な人が住み続けられる農村」の実現に向けて、「産業政策(生産基盤の強化による農業の成長産業化)」と「地域政策(多様な人が住み続けられる農村の振興)」を車の両輪として進めるとともに、「両政策を支える農業・農村の強靱化」とあわせ、それぞれの施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、三重県の戦略計画である「強じんな美し国ビジョンみえ」およびこれを推進するための中期戦略「みえ元気プラン」並びに「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」の目標を達成するための基本的な農業農村の整備計画です。

整備計画の目標達成に向けては、県、市町、土地改良事業団体連合会、土地改良区など 関係者全てが三重県農業農村整備のめざす方向を共有し、それぞれの役割に応じた取組を 連携して行うこととしています。

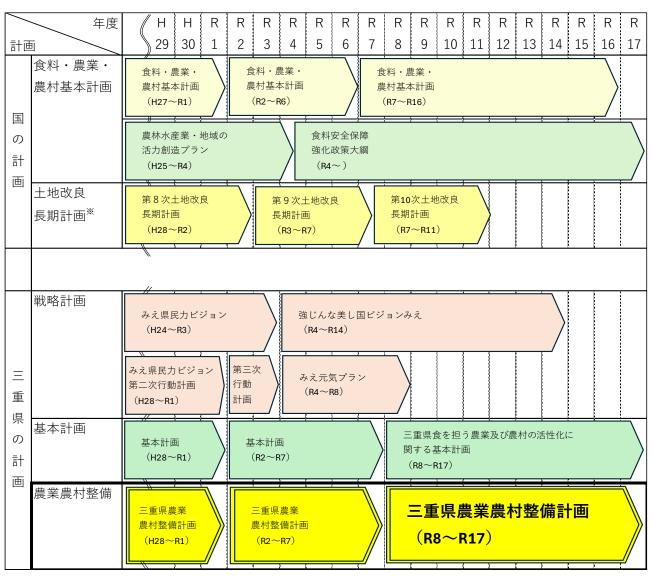
三重県計画関係図



3 計画期間

本計画は、令和8(2026)年度を初年度とし、令和17(2035)年度を目標年度とする10か年計画としています。また農業および農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、効果的かつ効率的な農業農村整備が実施できるよう、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」の改正に合わせて、見直す予定としています。

国・三重県計画の動向



第2章 三重県の農業 および農村をめぐる情勢

1 農業および農村を取り巻く情勢の変化

(1)本格的な人口減少

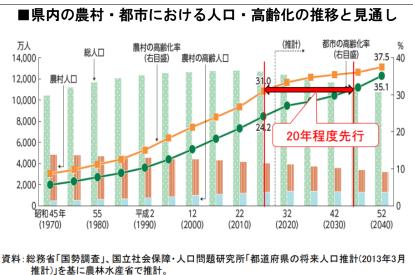
我が国の人口は、平成 21 (2009) 年をピークに減少に転じ、世代構成も高齢化していることから、今後、農業生産力や農村活力などのさらなる低下が予想されます。

本県の人口も、平成 19 (2007) 年の約 187 万3千人をピークに減少に転じ、令和 2 (2020) 年 10 月 1 日現在の人口は 177 万人となっています。また、本県の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所が行った地域別将来推計(令和 5 (2023) 年 12 月) によると、令和 32 (2050) 年には 135 万人となり、令和 2 (2020) 年から約 24%減少すると予測されています。さらに、令和 2 (2020) 年時点の 65 歳以上の老年人口割合は 29.9%となっており、令和 32 (2050) 年には 39.6%まで増加すると予測されています。

特に、農村部においては、都市部に先行して人口減少と高齢化の進行が著しくなっており、その中でも生産条件の不利な中山間地域等*では、営農活動の継続困難による 荒廃農地*の発生、集落機能*の低下などが懸念されています。

このような中、平成 26(2014) 年 11 月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口の減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、地域の自立的かつ持続的な活性化を実現していく「地方創生」の取組を実施しています。令和4(2022)年 12 月には、デジタルの力を活用し、「地方創生」を一層加速化・深化させるため、これまでの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が抜本的に改訂され、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が新たに策定されました。

三重県でも、令和4(2022)年度に県政運営の指針となる長期ビジョン「強じんな美し国ビジョンみえ」とともに、中期の戦略計画「みえ元気プラン」を策定し、令和5(2023)年4月からは「みえ元気プラン」を「まち・ひと・しごと創生法」に基づく県の総合戦略と位置づけ、国の「デジタル田園都市国家構想交付金」等を活用し地方創生の取組を実施しています。特に農業・農村の振興にあたっては、農産物の消費拡大や労働環境の整備等、農村における所得・雇用機会の確保につながる取組等を進めています。



(出典:農林水産省HP公表資料抜粋)

注:ここでは、国勢調査における人口集中地区(DID)を都市、それ以外を農村とした。

なお、高齢化率とは、人口に占める65歳以上の高齢者の割合。

(2)食料安全保障のリスクの顕在化

食料は、人間の生命の維持に欠くことのできないものであるとともに、健康で充実 した生活の基礎として重要なものです。このため、安全性が確保され、安心して消費 できる食料が、将来にわたって、持続的に供給される必要があります。

一方、国内での食料供給力は依然低位となっており、農業従事者の高齢化の進行など将来的な農業生産の不安定要素もあるなか、地球温暖化の影響による、高温、干ばつ、大規模な洪水等の異常気象が頻発し、世界各地で局所的な不作が発生するなど、世界的な食料生産の不安定化が助長されており、食料を取り巻く環境は予断を許さない状況にあります。また、めまぐるしく変動し続けている世界の社会情勢による穀物需要のひつ迫や燃油・飼料をはじめとした生産資材の価格高騰なども加わり、食料安全保障の強化が喫緊の課題となっています。

(3) 自然災害の激甚化・頻発化

我が国の国土は、その地理的・地形的・気象的な特性から、地震、台風、豪雨など数多くの自然災害に繰り返しさいなまれてきました。近年は、各地域でこれまで経験したことのないような気象災害が頻発するとともに、台風が強大化するなど、気象災害の激甚化・頻発化が顕著になっていることに加え、今後発生が危惧される南海トラフ地震は、時間の経過とともに切迫性が高まるなど、自然災害リスクが高まっています。また、高度経済成長の時代からバブル景気の時代に急速に整備された農業用施設は老朽化が進んでおり、一斉に耐用年数を迎える状況にあります。

このような中、国においては、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等も踏まえ、令和5(2023)年に「国土強靱化基本計画」の見直しを行なっており、農業・農村については、

- ・異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、決壊すると多大な影響を与えるため池の改修、農用地の湛水被害を防止するための農業用用排水施設等の整備・改修等を推進する。また、ソフト対策として防災重点農業用ため池*のハザードマップ作成等を推進する。
- ・「田んぼダム」の取組を広げていくため、地域の共同活動を支援するとともに、水田の貯留機能を向上させる農地整備を進めていく必要がある。
- ・農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める必要がある。

などの推進方針を掲げ、国土強靱化の取組の強化を図ることとしています。

また、激甚化・頻発化する自然災害などから、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に続き、「第1次国土強靱化実施中期計画」を令和7(2025)年6月に閣議決定し、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図ることとしています。

本県においても、「三重県国土強靱化地域計画」を平成27(2015)年に策定し、情勢の

変化に応じた改訂を行いつつ、激甚化・頻発化する豪雨や台風、発生が危惧される南海トラフ地震等に備えて、国や県、市町等が一体となり、国土強靱化の取組を進めています。また、農業・農村では、農業用ため池や排水機場の豪雨対策及び耐震化・長寿命化等のハード対策を国の5か年加速化対策を活用しながら、計画的かつ効率的に取り組むとともに、管理体制の整備等のソフト対策を一体的に進めています。

(4)農村地域における集落機能の低下

「地域の基礎的な社会集団」である農業集落は、地域に密着した水路・農道・ため 池等の農業生産基盤や収穫期の共同作業・共同出荷といった農業生産面のほか、集落 の寄り合い等の協働の取組や伝統・文化の継承といった生活面にまで密接に結び付い た地域コミュニティとして機能しています。

しかしながら、農業集落は小規模化が進行するなど、人口減少と高齢化の影響が強く表れており、総戸数が9戸以下の小規模な農業集落の割合については、令和2(2020)年は平成22(2010)年の6.6%と比べて1.2ポイント増加し7.8%となりました。また、農業集落に占める農家の割合を見ると、令和2(2020)年は5.8%にまで低下しており、混住化が大きく進展している様子がうかがわれます。

小規模な集落では、用排水路の管理や農地の保全等の集落が担ってきた共同活動が著しく減退するといった状況も見られており、農村人口の減少や集落機能の低下は食料安全保障上のリスクとして認識されるべき課題となっています。また、集落活動の停滞のほか、買い物がしづらくなるといった生活環境の悪化により、単独で農業生産や生活支援に係る集落機能を維持することが困難になるとともに、集落機能の低下が更なる集落の人口減少につながり、集落の存続が困難になることが懸念されています。このため、広域的な範囲で支え合う組織づくりを進めるとともに、農業生産の継続と併せて生活環境の改善を図ることが重要です。また、集落機能の維持はその地域の農地の保全や農業生産活動の継続にも影響することから、農村における労働人口の確保やコミュニティ機能の維持は重要な課題となっています。

(5)農業・食関連産業のデジタル化

情報通信技術の進展やこれを支える通信インフラの整備等が進んだことを背景に、ロボット、AI、IoT等の先端技術やデータを活用したスマート農業の実用化、農業・食関連産業まで含めたデジタルトランスフォーメーション(DX)に関する技術等、農業の生産性向上や農産物の品質の安定等に資する技術革新が起きています。

今後、離農する経営農地の受け皿となる経営体や、付加価値向上を目指す経営体が 食料供給の大宗を担うことが想定されることを踏まえ、農地バンクの活用や基盤整備 の推進による農地の集積・集約化に加え、これらの農業経営の経営基盤の強化を図る とともに、スマート農業をはじめとした新技術や新品種の導入を通じた生産性の向上 により、農業の持続的な発展を図り、安定的な食料供給を確保する必要があります。

また、改正した「食料・農業・農村基本法」のなかでは、スマート農業をはじめと して、生産性向上のために必要な技術や品種の開発・普及、これらに資するほ場の大 区画化、情報通信環境等の基盤整備や人材育成、規格策定・標準化等の環境整備とともに、スマート農業等の先端技術の普及促進を図るため、これら技術を活用した作業 代行等を提供する農業支援サービス事業体の育成・活用を推進することとしています。

さらに、デジタル技術やデータを活用した生産性の高い農業経営を通じて、消費者 ニーズに的確に対応した価値を創造・提供する農業を実現するため、農業・食関連産 業の DX に向けた取組を進めていくこととしています。

上記の取組を通じ、生産から流通、販売におけるイノベーションを推進し、生産性向上を図るとともに、スマート農業や品種開発等、国際的な研究開発競争が激しい分野においては、産学官連携による研究開発の推進、研究開発型スタートアップの育成、民間の研究開発投資の充実を図ることとしています。

(6) 国の農業政策をめぐる動き

国は、制定からおよそ四半世紀が経過した「食料・農業・農村基本法」を改正し、近年における世界の食料需要の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少、その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策等を定めました。

また、改正法で示された施策の方向に即して、「食料供給困難事態対策法」、「農振法等改正法」、「スマート農業技術活用促進法」が成立し、新たな農政の実施に向けた動きが始まっています。この他、「土地改良法」が一部改正され、農業生産の基盤の整備及び保全を的確に実施できるよう、目的規定に位置付けました。

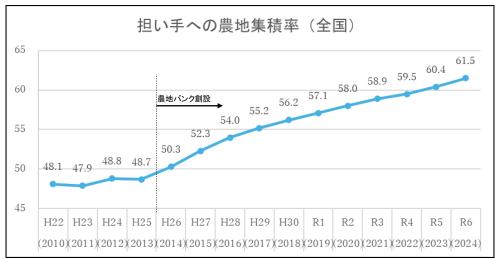
こうした中、農業・農村の豊かな未来に向け、農業構造転換集中対策期間で実施する具体的な対策を位置付けるべく、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までを計画期間として、新たな土地改良長期計画を策定しました。

本県においてもこうした方向に合わせて食料の安定供給や環境と調和のとれた農業生産等の取組を着実に進めていく必要があります。

① 農地中間管理機構[※]の活用による農地の集積[※]・集約化[※]の促進

今後、農業者が大幅に減少することが予想される中で、現在よりも相当少ない農業経営で国内の食料供給を担っていくことが想定されるため、農地の集積・集約化と併せて、農業経営の基盤強化が求められています。また、農業者等による話合いを踏まえて、将来の農業の在り方や農地利用の姿を明確化・共有化し、その実現に向けて、農地バンクの活用や基盤整備の推進により、農地の集積・集約化を進めていく必要があります。

一方、農地中間管理機構と連携した農地整備事業を活用することで、ほ場の大区画 化や用水路のパイプライン化等の基盤整備が推進され、作業効率の向上や水管理の大 幅な省力化等を通じた生産コストの削減が図られることから、担い手への農地の集 積・集約化の加速化、農業経営の法人化、大型機械の導入等による労働費の低減がより一層展開されることが期待されています。



(資料:農林水産省調べ 注:農地中間管理機構以外によるものも含む)

② 農業水利施設の適切な保全管理

農業水利施設の老朽化が進行する中、基幹から末端に至る一連の農業水利施設の機能を安定的に発揮させ次世代に継承していくため、ドローン等のロボットやICT等も活用しつつ、施設の点検、機能診断、監視等を通じた計画的かつ効率的な補修・更新等を行うことにより施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を推進していく必要があります。

また、農業水利施設の劣化状況に応じた補修・更新等の実施に当たっては、地域の 農業の現状及び今後の展開方向等を十分勘案しつつ、将来の保全管理コストの最小化 と平準化を図るとともに、農業者の高齢化・減少が進む中でも農業水利施設の機能が 安定的に発揮されるよう、施設の集約や再編、統廃合等のストック適正化、限られた 資源である農業用水の柔軟な水管理を可能とするICTを活用した整備を推進し、維 持管理費の節減を図っていく必要があります。

一方、令和7(2025)年4月に改正「土地改良法」が施行され、地域の農業水利施設等の保全に向けた将来像を共有し、土地改良区、市町村、関連施設の管理者等の地域の関係者が連携して取り組んでいけるよう、土地改良区が連携管理保全計画(水土里ビジョン)を策定することができる仕組みを創設しました。

③ ため池に関する法律の制定

平成30年7月豪雨など、近年は豪雨等により、多くの農業用ため池が決壊し、人的被害を含む甚大な被害が頻発しています。一方、老朽化の進行とともに、決壊により下流の住宅等に被害をおよぼすおそれがある農業用ため池は数多く存在しています。

このため、国は、農業用ため池の情報を適切に把握するとともに、ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備することを目的とした「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」(以下、「ため池管理法」という。)を令和元(2019)年7月に施行しました。

また、防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、令和2(2020)年10月に施行された「防災重点農業用ため池に係る

防災工事等の推進に関する特別措置法」(以下、「ため池特措法」という。)において、防災工事等基本指針の策定、防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及び国の財政上の措置等について定め、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図ることとしていることから、ため池関連二法の目的に沿った、ため池の防災・減災対策を推進していく必要があります。

■平成30年7月豪雨によるため池被災状況(広島県)

乙池・大池・横池(重ね池)





(資料:農林水産省 Web サイト https://www.maff.go.jp/)

4 農泊・農村RMOの取組の推進

農村で過疎化・高齢化が進む原因のひとつとして、若者や子育て世代にとって、生活に十分な就業機会が乏しいことが挙げられますが、その一方で、農山漁村ならではの自然や景観、建造物、歴史・文化などの多様な資源を活用して、農林漁業体験民宿や農村レストラン、古民家カフェ、自然体験などに取り組む事業者は増加しており、農村における雇用の場となっている事例もあります。

また、地域資源の活用に地域全体で取り組む「農泊(農山漁村滞在型旅行)」への注目が高まっており、農山漁村での宿泊や食事、体験などを提供する事業者のほか、農林漁業関係者や自治体、観光協会などの多様な主体が連携し、来訪者に訴求力の高い滞在コンテンツを提供できる体制づくりに取り組む地域が増えています。

一方、顕著に過疎化・高齢化が進む中山間地域では、農地や水路などの保全活動や、 買い物や子育てなどの生活機能の弱体化が危惧されており、複数の集落の機能を補完 して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニ ティの維持に資する取組を行う農村型地域運営組織(農村RMO)の育成が進められ ています。

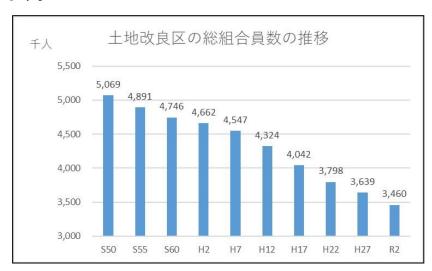
⑤ 土地改良区の運営基盤の強化

土地改良区は、農業水利施設等の維持・管理等を行っており、今日に至るまで日本の農業を支える重要な役割を果たしてきました。一方、農業者の減少や高齢化の進行、土地持ち非農家*の増加により、土地改良区の役割の多様化・複雑化が進んでいることから、安定した組織運営や財政基盤の維持が求められています。

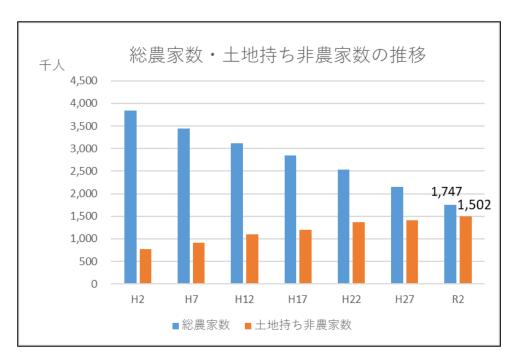
こうした中、平成 31(2019)年4月に改正「土地改良法」が施行され、土地改良区の 准組合員制度の創設、貸借対照表の作成義務化、総代会制度の見直しおよび土地改良 区連合の業務の拡充等の措置が講じられました。

また、令和6年6月に改正「食料・農業・農村基本法」の施行にあわせて、令和7年4月に改正「土地改良法」が施行され、土地改良区の運営基盤の強化に向けた関係機関による議論・体制づくりを推進するとの方向性が示されたところです。

このような新たな仕組みの定着により、土地改良区の安定した運営基盤の強化が期待されています。



(出典:農林水産省「土地改良区の設立状況」参照(https://www.maff.go.jp/)



(備考)

総農家 経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても 1 年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯 土地持ち非農家 耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上を「所有している非農家世帯(経営耕地面積が10a未満でかつ1年間の農産物販売金額が15万円未満)

(出典:農林水産省「農林業センサス※」より)

2 三重県の農業および農村の現状と対応すべき課題

(1) 農業の生産性・施設の保全管理

効率的かつ安定的な農業経営の実現に向けて、担い手への農地集積・集約化等を通じた生産コストの削減や高収益作物への転換等を促進することが重要なことから、引き続き営農の高度化・効率化に向けた生産基盤の整備を計画的に進めていく必要があります。

また、農業水利施設の老朽化が進んでいる状況下で、次世代に施設の機能を安定的に受け継ぐためには、ロボットやICTなどの技術を活用して、施設の点検、機能診断、監視などを行い、計画的かつ効率的な補修や更新を実施する必要があります。

① 農業者

<現状>

農業就業人口は、令和 2 (2020) 年までの直近 10 年間で約 45%減少するとともに、 令和 2 (2020) 年には 65 歳以上の割合が 70%を占め、高齢化が進行しています。

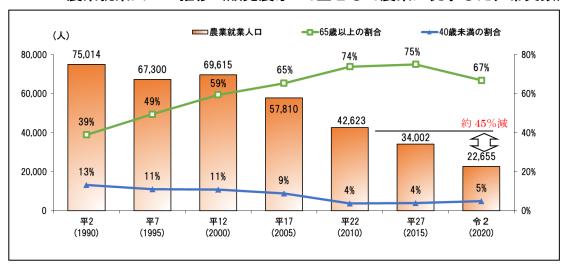
また、認定農業者*等、意欲と経営感覚に優れた経営体*である担い手は、平成21(2009)年までは増加傾向にありましたが、近年は、高齢等の理由により、認定農業者が再認定を受けないケースも増えており、その数は微減傾向にあります。

認定農業者の年間農業所得は、令和5(2023)年度における県の経営状況調査では 平均883万円となっているものの、このうち3分の2の認定農業者の年間農業所得 が500万円未満となっています。特に水田農業に取り組む経営体等において、農業 所得が相対的に低い状況となっています。

認定農業者等経営体については、その経営状況に応じて、さまざまな事業や制度を活用しながら、経営発展を図り、農業所得の向上を図っていく必要があります。

特に、水田農業の経営体の農業所得の向上に向け、経営の規模拡大と効率化を図るため、地域の話し合いを進め、農地の集積・集約化を促進する必要があります。

■農業就業人口の推移(販売農家*で主として農業に従事した世帯員数)



(出典:農林水産省「農林業センサス※」)

■認定農業者[※]数の推移



(資料:三重県調べ)

く課題>

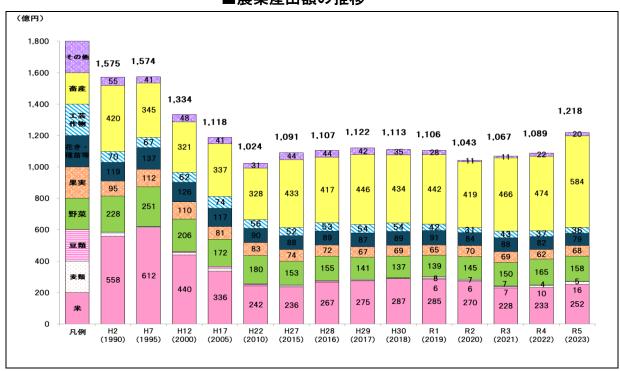
今後、担い手が減少していく中で生産を維持していくためには、基盤整備による 更なる農地の集積・集約化や大区画化、効率的な農業を可能とするスマート農業技 術の導入などの条件整備が重要となってきます。これに加え、後継者の育成、技術 者の技術の伝承等を進めていくことも重要です。

② 農業産出額※

く現状>

三重県の令和5(2023)年の農業産出額は1,218億円、うち畜産が47.9%程度、米 が 20.7%程度を占めており、畜産に続いて依然として米の占める割合が高くなって います。平成2(1990)年の農業産出額1,575億円と比較して、主食用米の需要減少や 米価の低迷が大きく影響し 22.7%の減少となっているものの、近年は 1.100 億円前 後で推移しています。

■農業産出額の推移



(資料:農林水産省「農林水産統計年報」)

<課題>

生産力を向上させ、「持続可能な農業」の実現につながるよう、生産力の強化や農 産物の生産の拡大に向けた生産性の向上や、食品加工や外食、流通といった食に関連 する企業などと連携しながら、新たな需要の創出に向けた、高品質化や新たな商品の 開発・販売、国内外における販路の開拓など収益性の向上の取組を進めるなど、食の 産業振興を図ることが必要です。また、高収益作物を中心とした営農体系への転換を 促進するため、排水改良等による水田の畑地化・汎用化等の基盤整備を推進する必要 があります。

③ 優良農地※の確保

<現状>

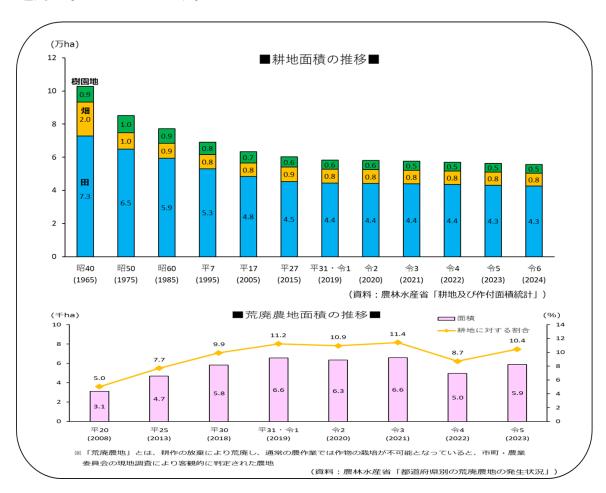
三重県の耕地面積は、平成 27(2015)年から令和6(2024)年までに耕地面積の約8%にあたる約4,500haが減少しました。また、荒廃農地面積は令和5(2023)年には5,890haであり、耕地面積の10.4%となっていますが、平成12(2000)年度に始まった中山間地域等直接支払制度**や多面的機能支払交付金の活用等により、優良農地が守られ、近年は増加傾向にありましたが、令和4年ではその増加率は減少しています。

三重県における担い手への農地集積は、ほ場整備が実施された農地を中心に増加傾向にあり、その集積率は令和5(2023)年度末では 46.0%となっていますが、中山間地域等では傾斜地が多く、ほ場の大区画化や大型農業機械の導入が容易でないため、平地に比べ農地の集積・集約化が進んでいない状況となっています。

<課題>

優良農地を維持・確保するためには、ほ場整備などによる担い手への農地集積の推進や中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金の活用等により、持続可能な地域農業を構築することが重要です。

また、優良農地である農振農用地を維持・確保していくためにも、農地制度の適正な運用が求められています。



(2)農村の防災減災

集中豪雨等の自然災害が一層激甚化・頻発化している中、農業用ため池の決壊や排水機場の機能低下等により、農村地域に被害を及ぼすおそれがあることから、農村の安全・安心の確保に向け、引き続き、農業用ため池、排水機場等の豪雨対策及び耐震化・長寿命化等のハード対策に取り組むとともに、ICT活用による管理体制の強化等のソフト対策を一体的に進めていく必要があります。

また、防災・減災機能の維持・強化に向け、農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組を一層推進する必要があります。

① 農業用ため池

<現状>

県内の農業用ため池は、農業用水不足の解消を目的に、山間の渓流などを利用して築造されており、降水量の少ない伊賀地域を中心に 3,000 か所を超えて存在し、そのうち、決壊した場合にその周辺区域に人的被害等を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池は、約1,000 か所あります。

これらの農業用ため池の多くは江戸時代に築造されていることから、老朽化の進行とともに近い将来の発生が危惧される南海トラフ地震や気候変動の影響により激甚化・頻発化する豪雨などに対する安全性が懸念されています。また、農業者の減少や高齢化の進行により管理組織が脆弱化しており、日常の適切な維持管理が困難となっているため池が増加しています。

<課題>

農村地域の安全で安心な暮らしを守るためには、ため池の豪雨対策、地震対策および劣化対策の実施により、施設機能を維持・強化し、決壊などの自然災害による被害を最小限に抑えることが重要です。

また、整備にあわせ「ため池保全サポートセンターみえ」によるため池管理者への助言・指導を通じたため池の適正管理や「ため池ハザードマップ」の活用による地域の防災意識の高揚など、ため池の防災・減災対策を総合的に推進する必要があります。

② 排水機場

く現状>

排水機場は、集中豪雨などの洪水時に湛水を排除する地域排水の一翼を担う重要な施設です。特に県北部の海抜ゼロメートル地帯などの低平地では、農地および周辺の宅地や公共施設等の湛水被害の未然防止に重要な役割を果たしています。

これまで農業農村整備事業により 130 か所を超える排水機場を築造し、農地や周辺地域における湛水被害の未然防止・軽減に取り組んできましたが、その施設の多くが標準耐用年数を超過しており、老朽化に起因した機能低下による湛水被害が懸念されます。また、局地的豪雨が頻発する中、農村地域における人口減少や高齢化の進行により、排水機場の維持管理体制が脆弱化しています。

<課題>

農村地域の安全で安心な暮らしを守るためには、排水機場における機能診断や耐震 診断の結果等を踏まえた耐震化や長寿命化等の実施により、施設機能を維持・強化し、 湛水被害の未然防止や軽減を図っていく必要があります。

また、排水機場の防災・減災機能を十分に発揮できる適切な維持管理や、災害時に 迅速かつ安全に対応できる管理体制の整備を図る必要があります。

③ 流域治水の推進

<現状>

流域治水は、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備やダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行うものです。

また、治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、 集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に 応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、 ③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフトー体で多層的に進める こととしています。

農業・農村においても、この河川流域内のあらゆる関係者が協働して水災害対策を 行う「流域治水」の取組を進めていく必要があります。

<課題>

流域治水を推進するためには、都市・市街地の近傍や上流域に広がる水田、農業用 ダム、ため池、排水施設等、これらの農地・農業水利施設が持つ洪水調節機能等を有 効に活用していく取組が必要です。

(3)農村の振興

農村地域では、人口減少や高齢化の進行に伴う集落機能の低下により、農業および 農村の有する多面的機能の発揮をはじめ、農業生産活動の継続に支障が生じているこ とから、農業の振興と地域の活性化を一体で進め、農村の機能を維持・発展させるこ とが急務となっています。

<現状>

農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮は、農業生産活動とともに、地域の共同活動により支えられており、これまでに多面的機能支払制度*を活用して地域の共同活動に取り組む面積は、令和6(2024)年度末で30,553haとなり、三重県全体の約6割の農用地で取り組まれています。

しかし、人口減少や高齢化のさらなる進行による集落機能の低下、土地持ち非農家の増加等による担い手への農地・農業用施設の維持管理に対する負担増大により、農業の生産基盤の機能維持に支障が生じるとともに、小規模な活動組織を中心に共同活動の継続が困難となっています。

また、農村は食料供給や生活の場であることから、特色ある農産物を生産すること で、農村地域の経済を支えてきましたが、人口減少、後継者不足により農業生産活動 の維持が困難な状況となっています。特に、人口減少率の高い中山間地域等において は、傾斜が急で狭小な農地が多く生産条件が不利なことに加え、農村地域へのアクセ ス道路等の生活環境の利便性や快適性が低いことから、集落機能を維持することが困 難な状況となっています。

中山間地域はこうした地理的制約がある一方、清らかな水、冷涼な気候等地域の特 性を生かした農作物の生産ができるという利点があります。内閣府が実施した農村地 域との関わりの調査においても、今後の農村地域との関わりの持ち方として「農村地 域の特産品の購入をしたい」と回答した人が約半数となっていることから、地域の特 性に応じて、新規作物の導入、地域の特産品の生産及び販売を通じた農業その他産業 の振興により、農村の所得向上や就業機会の増大が期待されます。

<課題>

将来にわたって農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るためには、 地域の共同活動により地域社会を維持していくことが必要です。このため、活動に取 り組む組織において組織の統合・広域化や多様な主体の参画などを進め、地域の共同 活動が持続的に行われるよう体制づくりに取り組むとともに、共同活動に取り組む区 域をさらに広げていく必要があります。

また、農村集落の機能を維持するため、豊かな地域資源を最大限に活用して、持続 的な農村の振興を図るとともに、農業者を含む地域住民が主体となった活力ある豊か な農村の実現を図ることが重要です。

持続的な農村の振興に向けて、中山間地域等の多様なニーズに応じた農業生産基盤 と農村生活環境の整備を総合的に進め、農業生産の維持と生活環境の改善を図ること が必要です。

活力ある豊かな農村の実現を図るためには、農業生産基盤整備等と併せた、加工施 設や直売施設等の活性化施設の整備とともに、豊かな地域資源をフル活用した魅力あ る商品の開発など自ら生産した農産物に付加価値を付けて販売する6次産業化※や地 域の風土・伝統文化を結び付けた特産品による地域全体の魅力あるブランド化を図る など、ハード・ソフト対策が連携して農村の所得と地域の活力を向上させることが必 要です。

組織 ha 789 781 731 745 755 769 50,000 711 800 659 627 700 40,000 546 4,355 26,32127,17727,78528,36728,88029,20729,57629,99930,26830,553 600 500 30,000 400 317 315 16,68917,007 20,000 300 200 10,000 100 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 ■ 取組面積 ● 組織数 (資料:三重県調べ)

■地域の共同活動の取組面積と組織数の推移

第3章 基本的な考え方

1 農業農村整備の果たす役割

役割1 農業の生産を支える基盤づくり

農業は、人間の生命を維持するための食料を生産することはもとより、地域経済を支える重要な産業となっています。農業が持続的に発展し、食料が安定的に供給されるためには、農業生産を支える生産基盤が整備されるとともに適切な維持管理が行われ、その機能が将来にわたって適正に発揮される必要があります。

しかし、三重県の農業経営を取り巻く環境は、人口減少や高齢化の進行等の食料安全保障上のリスクが高まる中、生産性の高い農業の実現に向けた生産基盤の整備が求められるとともに、これまでに整備されてきた農業用用排水施設などの生産基盤の老朽化が進行し、補修・更新が必要な時期を迎えるなど厳しい状況にあります。

こうした状況を踏まえて農作物の収量や品質、農業者の労働力の効率化などをめざ し、農地の持つ機能の向上や農業用用排水施設の整備など農業生産を支える基盤づく りを進めていきます。

役割2 農村の暮らしを支える基盤づくり

農村は、農産物を安定的に供給する場であるとともに、農業生産を通じて県土や自然環境の保全などの重要な機能を発揮しています。その機能を持続的に発揮させるためには、農業の生産基盤の整備はもとより、自然災害に備えた防災減災対策の強化を進める必要があります。

一方で、集中豪雨等の自然災害が一層激甚化・頻発化している中、農業用ため池の決壊や排水機場の機能低下により、農村地域に被害を及ぼす恐れがあることから、農村の安全・安心の確保に向け、農業用ため池、排水機場等の豪雨対策及び耐震化・長寿命化等のハード対策に計画的かつ効率的に取り組むとともに、管理体制の整備等のソフト対策を一体的に進めていきます。

役割3 農村の振興を支える体制づくり

三重県は、南北に長く、温暖な気候と平地から中山間、山間地と多様な地形の中で、地域ごとに特色ある農業が営まれています。農業および農村は、農業生産活動を通じて、県民の食生活を豊かにするとともに、国土の保全などさまざまな多面的機能を維持・発揮するなど、都市住民や農家でない人にとっても重要な役割を果たしています。また、農村には長年にわたり受け継がれてきた農地や自然、文化、歴史、人などの豊かな地域資源もあります。

しかし、農村地域の人口減少や高齢化などにより地域の活力が低下する中で、地域の 共同活動等によって支えられてきた地域資源の保全管理や農業および農村の有する多 面的機能の発揮に支障が生じつつあります。

こうした状況を踏まえて、住民の生きがいづくりや地域の活性化はもとより就業機会の拡大等にもつながる地域資源の活用を積極的に進めるとともに、地域内外の多様な人材の参画を促進するなど地域資源の保全管理が自立的な活動になるような仕組みづくりを進めていきます。

2 取組の展開に向けた基本視点

農業および農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応しながら、農業および農村が持続的に発展していくためには、中長期的な視野に立って地域の特性やニーズに応じた農業および農村の将来像を地域の農業者をはじめとする関係者が話し合って描き、その実現に向けて効果的・効率的な農業農村整備を実施していくことが必要です。

しかし、厳しい財政状況は依然として続いていることから、整備コストの縮減に取り組むとともに、支援する地域や整備する施設に優先度を設定する必要があります。また、農業者の減少や農産物価格が低迷する状況の中、施設の維持管理にかかる費用の節減や体制の構築、施設整備に伴う地元負担金などの課題に対しても取り組んでいく必要があります。

こうしたことを踏まえて、県は地域での計画づくりに主体的に関わるとともに、市町、 土地改良事業団体連合会、土地改良区など関係者と三重県農業農村整備のめざす姿を共 有し、連携・協働して農業農村整備の推進を図っていきます。

本計画を改定するにあたっては「地域の特性を生かした生産基盤の整備」、「重要度や 社会的・経済的な影響を考慮した生産基盤の整備」、「地域内外の多様な人材が地域資源 を維持・保全し活用していく体制づくり」の3つを取組展開に向けた基本視点とします。

基本視点1 地域の特性を生かした生産基盤の整備

農業が持続的に発展し、農産物の安定的な供給を図るためには、それぞれの地域の農業経営や環境に応じた生産基盤の規模や機能などを設定し整備することに加え、施設の計画的な更新や長寿命化、適正な維持管理などの生産基盤の整備を進めることが重要です。

地域で抱える問題や必要となる取組は、都市近郊に位置する平地と人口減少や高齢 化が深刻な中山間地域で異なるほか、大規模で効率的な営農をめざす地域と農業者が 協力し合いながら集落ぐるみで地域農業を守る地域で異なるなどさまざまです。

また、地域の農業を支える担い手*の育成・確保も重要な鍵となっています。

このため、県、市町、土地改良区等や農業者が地域の特性を考慮して話し合いを行い、地域の農業および農村の将来像を明らかにしたうえで、その実現に向けて生産基盤の整備を進めていきます。

基本視点2 重要度や社会的・経済的な影響を考慮した生産基盤の整備

三重県で整備されてきた農業生産基盤は、その多くの施設が高度経済成長の時代に整備されたものであるため、老朽化が進行し一部の施設は標準耐用年数を超えるなど、更新が必要な時期を迎えています。こうした状況の中、これら既存施設の更新・補修の取組を進めるにあたっては、地域の特性や施設そのものの劣化状況を踏まえつつ、農業生産に対する寄与度や損壊時に発生する人命や財産等への被害など、社会的・経済的な影響も考慮する必要があります。

そのため、既存施設の老朽度等の調査結果を踏まえつつ、農業生産に果たす役割や県民の生活への影響も考慮し、優先度を設定したうえで、農業の生産性向上はもとより安全や安心につながる生産基盤の整備を進めていきます。

基本視点3 地域内外の多様な人材が地域資源を維持・保全し活用していく体制づくり

農村地域の人口減少、高齢化の進行に伴う集落機能の低下や、土地持ち非農家の増加等による担い手[※]への農地・農業用施設の維持管理に対する負担増大により、農業の生産基盤の機能維持に支障が生じつつあり、将来に向けて継承していくことが困難となることが懸念されています。

このような状況を踏まえ、生産基盤を将来にわたって適切に維持・保全していくための活動に、農業者だけでなく地域内外の多様な人材の参画を促す取組を進める必要があります。

このため、県は市町とともに農業者や地域内外の多様な人材との話し合いに参画し、それぞれの役割を明確にするなど、多様な人材による農業生産活動の継続や多面的機能の維持・発揮を支える体制づくりの支援に取り組んでいきます。

【三重県の農業用施設】

【世界かんがい施設遺産】立梅用水(多気町)

立梅用水は、文政 6 (1823)年 に西村彦左衛門の尽力により 完成した 28km の農業用水路で す。農業用水のみならず、防災・ 防火、発電、文化的景観、教育 など歴史的価値に現代的価値 が付加され、多目的に多様な活 用が図られています。

平成 26(2014)年に世界かんがい施設遺産に登録されました。



3 整備計画の見直し視点

新たな施策の展開にあたっては、人口減少や高齢化等の進行に伴う食料の生産力や 安定供給力の低下、食料安全保障のリスクの顕在化、国土強靱化を実現するための防 災減災対策、地域力強化など、農業および農村を取り巻く情勢の変化を踏まえた次の 3点を見直しの視点として、施策を展開していきます。

見直しの視点① 食料の安定供給を支える農業生産基盤

の強化に向けた新たな展開

見直しの視点② 安心して暮らせるための農村づくりに向けた新たな展開

見直しの視点③ 多様な人材と地域資源がフル活用された農村振興に向け

た新たな展開

見直し視点 1 食料の安定供給を支える農業生産基盤の強化に向けた新たな展開

気候変動による異常気象の頻発化等により、食料安全保障上のリスクが高まる中、農業・農村における人口減少の影響や農業インフラの老朽化などを踏まえ、農業生産基盤の維持・発展を図る必要があります。

食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保に向け、スマート技術等の活用に資する大区画化等の基盤整備による農地の集積・集約化に加えて、パイプライン化等の管理作業の省力化に資する整備とともに、農業水利施設の操作の省力化・自動化、適期の更新整備を展開していきます。

見直し視点2 安心して暮らせるための農村づくりに向けた新たな展開

豪雨や地震などの自然災害が激甚化・頻発化する中、農業用ため池の決壊や排水機場の機能低下等により、農村地域に被害を及ぼすおそれがあります。この災害リスクの高まりに適切に対応し、農業・農村の強靱化を推進していく必要があります。

安心して暮らせるための農村づくりに向け、農業用ため池や排水機場の整備よる防災・減災機能の維持・強化に加え、管理者への技術的支援やICT活用などによる農業用施設の保全管理体制の整備などを展開していきます。

流域治水の推進に向けては、水田(田んぼダム)や農業用ため池、排水施設等の農地・ 農業水利施設が持つ洪水調節機能等を有効に活用していく取組を展開していきます。

見直し視点3 多様な人材と地域資源がフル活用された農村振興に向けた新たな展開

農村における人口減少および高齢化の著しい進行により、農村集落の機能を維持していくことが困難な状況にあります。今後、活力ある持続可能な農村を実現するため、 豊富な地域資源を活用し、農村の所得向上や地域の活力を向上させることが必要です。

地域資源を活用した魅力ある農村の振興に向け、地域のニーズに即した生産基盤や 生活環境の整備に加え、豊かな資源を生かした6次産業化やブランド化につなげる加 工施設や直売施設等の活性化施設の整備に対する支援を展開していきます。

また、農業の生産基盤の機能維持に支障が生じるとともに、小規模な活動組織を中心に共同活動の継続が困難となっています。将来にわたって農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るためには、農業生産活動の継続を後押しする共同活動への支援など地域の共同活動を継続していくことにより地域社会を維持していくことが必要です。

このため、活動に取り組む組織において組織の統合・広域化や外部団体等とのマッチングおよび非農業者の参画による活動組織の維持・強化に取り組んでいきます。

【三重県の農業用施設】

【世界かんがい施設遺産】南家城川口井水(津市)

南家城川口井水は、平安時代である文治 6 (1190) 年に開設され、農業用水のみならず、地域用水としても利用されています。

平成 28(2016)年に世界かんがい施設遺産に登録されました。



4 農業農村整備がめざす農業および農村の将来の姿

人口減少が本格化する社会であっても、食料・農業・農村の持続性を高めながら、農業の成長産業化を進める「産業政策」と、多面的機能の発揮を図る「地域政策」を車の両輪としつつ、地域の特性を生かした農業農村整備を計画・実施することが重要です。

こうしたことを踏まえ、三重県の農業農村整備がめざす農業および農村の将来の姿を 定めて、その実現に向け、効果的・効率的に取り組んでいきます。

① 農地集積の促進とスマート農業や省力化に対応した基盤整備により、生産性や収益性の高い農業が展開されている姿

- ・スマート農業や省力化に対応した農業生産基盤の整備とともに、農業水利施設の 適期の更新整備により、生産性や収益性の高い農業を展開し、生産拡大や食料自給 力の向上に貢献しています。
- ・農業生産基盤の整備に併せて、担い手への農地の集積・集約化が進み、担い手の経 営規模が拡大しています。
- ・施設の機能維持・強化に併せて、適切な保全管理が行われ、農業者が安心して営農 できる環境が整っています。

② 地域の特性を踏まえた総合的な防災・減災対策により、 安全・安心な農村生活が営まれている姿

- ・農業用ため池、排水機場等の豪雨対策及び耐震化・長寿命化等のハード対策と I C T活用による管理体制の整備等のソフト対策の両面から防災・減災対策がよりー 層進み、持続可能な農村における安全・安心が確保されています。
- ・田んぼダム等の農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組が展開され、地域の 安全・安心の確保に貢献しています。

③ 地域の共同活動等が活発に行われるとともに、地域特性や資源を生かした取組が展開され、農村の活力が維持・強化されている姿

- ・地域内外の多様な人材による地域資源の維持・保全や環境保全活動等を通じて、農業および農村の有する多面的機能が十分に発揮されています。
- ・中山間地域等において、農業の生産基盤や農村の生活環境基盤の総合的な整備により、農業の持続性が確保されるとともに、農村生活の利便性や快適性が高まり、農村の地域社会が維持されています。
- ・農村地域において、農業生産基盤等の総合的な整備と、加工施設や直売施設等の活性化施設の一体的な整備を契機として、地域資源を活用した経済活動等の取組を通して、農村の活力が向上しています。

第4章 整備方針と主要取組

整備方針と主要取組の重要ポイント

<u>農業生産性の向上と安全・安心な農村づくり</u>を図るとともに、<u>活力ある持続可能な農</u> 村の振興に向けた取組を着実に推進します。

- 〇限られた予算を一層効果的・効率的に活用しさまざまな課題に対応するため、<u>選択</u> **と集中**により施策を推進します。
- ○<u>地域の特性を生かした</u>計画づくりに向け、市町をはじめ関係機関との連携を促進し、 地域の課題解決に取り組むための活動を**主体的**に進めます。
- 〇計画的な整備を行うため、施設の老朽度、県民への影響や地域の熟度等を踏まえた **優先度を設定**して、目標達成に向けて取り組みます。
- 〇農業農村整備計画の目標に掲げた取組を円滑に推進するため、コスト縮減対策や国の諸制度の有効活用等により整備経費の削減や効果的な地元負担金の軽減対策に取り組みます。

農業生産性の向上

取組方向

農業生産基盤の維持・発展を図り、更なる農地の集積・集約化を進めるため、スマート技術に対応した生産基盤の整備とともに、効率的な営農の実現に向けた維持管理の省力化に取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)

		目標値		
項目	指標	現状値	中間目標値	目標値
		令和7年度	令和 12 年度	令和 17 年度
基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	集積率	46.4% (令和6年度)	67.1%	83.4%

※目標項目「基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率」とは、農地集積の目標を掲げて基盤整備を実施した地区および計画期間内に地元合意が形成され基盤整備に着手する 予定の農地のうち、担い手への集積が図られた農地面積(ha)の割合

現状と課題

◆ 生産性や収益性の高い基盤整備

気候変動による異常気象の頻発化等により、食料安全保障上のリスクが高まる中、農業・ 農村における人口減少の影響が顕著化していることから、食料の安定供給が課題となって います。

食料の安定供給には生産性の高い農業経営者の育成や更なる農地の集積・集約化を進めることが必要です。そのため、スマート技術等の活用に資する水田の大区画化や汎用化等の基盤整備に加え、効率的な営農のためパイプライン化等の管理作業の省力化に資する整備が必要です。

◆ 農業生産の基盤の保全管理

食料の安定供給の確保や農業の生産性向上を図っていく上では、農業水利施設等の効率的な整備と維持管理が不可欠となっています。しかしながら、農業・農村における人口減少や農業インフラの老朽化が進んでいることから、適切な保全管理が困難となってきており、近年顕著に突発事故が増加しています。さらに、気候変動による異常気象の頻発化やかんがい期における少雨による渇水等により、施設管理者は複雑かつ高度な維持管理を行うことが求められています。

農業水利施設の突発事故の発生防止や維持管理の効率化・高度化に向け、適期の更新整備や操作の省力化・自動化等の対策が必要です。

他にも、基幹から末端にわたる施設を保全するための役割分担や保全の取組が求められています。

取組内容

農地の大区画化・汎用化

担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を図るため、農地の大区画化 や需要に応じた水田の汎用化を進めます。









整備後

スマート農業や省力化に対応した基盤整備

- 生産性や収益性の高い農業を 推進するため、スマート技術が 最大限に発揮できる基盤整備 を推進します。
- 維持管理労力の軽減を図るため、柔軟な水管理を可能とする ICT を活用した整備を推進します。

ラジコン草刈り機





自動給水システム

基幹的農業水利施設の保全対策

- 安定的な機能確保や維持管理費の節減を図るため、老朽化した農業水利施設を計画的かつ効率的な補修・更新を進めます。
- 農業水利施設が適切に機能を発揮できるよう、施設の整備及び保全対策を進めます。







対策後

基本事業

	指標	目標値		
項目		現状値	中間目標値	目標値
		令和7年度	令和 12 年度	令和 17 年度
スマート技術や省力化に対応し た基盤整備	整備地区数	12 地区 (令和6年度)	25 地区	48 地区
更新が必要とされる基幹的農 業水利施設における保全対策	着手済施設数	22 施設 (令和6年度)	33 施設	42 施設
水土里ビジョンを策定した土地 改良区の受益面積割合	面積割合	— (令和6年度)	80.0%	85.0%

- ※目標項目「スマート技術や省力化に対応した基盤整備」とは、区画整理や農業用水路のパイプライン化等、スマート技術や省力化に対応した基盤整備を実施した地区数
- ※目標項目「更新が必要とされる基幹的農業水利施設における保全対策」とは、基幹的農業 水利施設の保全対策に着手した施設数
- ※目標項目「水土里ビジョンを策定した土地改良区の受益面積割合」とは、土地改良区の受益面積の内、水土里ビジョンを策定した土地改良区の受益面積の割合

スマート技術を活用して省力化や高品質生産を実現

農業が持続的に発展できるよう、スマート農業技術能力の最大限の発揮や農業水利施設の管理の省力化、農作業の安全性に配慮した基盤整備を推進していきます。



ロボット、AI、IoT等の情報通信技術を活用したスマート農業技術の導入により、農作業の効率化や省力化、農業経営の合理化による農業の生産性の向上が期待されます。

自動走行農機、農業用ドローンなどの農業機械の作業に適した農地の大区画化、また、ICTを活用した水利施設の遠隔監視システムの導入など、地域の特性に合わせた生産基盤の整備が重要となります。

土地改良区の体制強化について

平成31年に土地改良法が改正され、原則、すべての土地改良区において、 令和4事業年度から貸借対照表の作成が義務づけられました。貸借対照表 を作成することで、土地改良区の資産の状況が明確になり、施設の更新の 円滑な実施に繋がります。

各土地改良区では、三重県土連主催の研修会や定期的な指導・助言を通じて、的確な複式簿記の運用に取り組んでいます。

また、令和7年に土地改良法が改正され、連携管理保全計画(水土里ビジョン)を策定することで、保全の取組を確実に実施する体制を構築する ための土地改良区の経営収支健全化などの取組に繋がります。

これにより、施設の更新に要する経費を計画的に積み立てるなど、将来的な土地改良施設の維持管理に繋がっています。

複式簿記の導入(貸借対照表作成)

水土里ビジョンの策定

会計事務に関する研修会





※ 貸借対照表とは、期末における資産・負債・正味財産の状態を一覧表にまとめた財政状態 を表す書類であり、土地改良区の資産(施設の現在価値、積立金など)の状況を的確に把握 できるようになります。

荒廃農地の発生を抑制する取組

御浜土地改良区では、近年、樹園地周辺の法面の草木が成長して、樹園地の日照不足や藪が繁茂した場所からサル、シカ、イノシシが園地に侵入し 獣害被害が深刻な問題となっています。

獣害被害による農業意欲の低下等が荒廃農地の発生につながっており、 対策として農山漁村振興交付金(最適土地利用総合対策)により地域ぐる みでの農用地保全の活動に取り組んでいます。

取組の内容は、営農を続ける農地と粗放的利用を行う農地を区分し、粗放的利用を行う農地や樹園地周辺の法面の藪を伐採し、獣害防止のため鳥獣緩衝帯整備の実証的な取組を行っています。今後は、実証的な取り組みを踏まえ土地利用構想を策定し、構想に基づき農地の持続的な保全を図る取組を行います。

・地域ぐるみの話合いにより、営農 を続けて守るべき農地、粗放的 な利用を行う農地等を区分し、 土地利用構想を概定



【地域ぐるみでの話合いの様子】

・獣害防止のため鳥獣緩衝帯整備の実証的な取組

整備前



整備後



【樹園地の藪を伐採し獣害緩衝帯として粗放的利用の農地として保全】





【樹園地周辺法面の藪を伐採し、サル等の樹園地への進入を防止】

- ・土地利用構想の策定
- ・土地利用構想に基づく、農用地保全のための条件整備や各種取組を実施

安全・安心な農村づくり

取組方向

農村の安全・安心を確保するため、農業用ため池や排水機場の豪雨対策および耐震化・ 長寿命化等の整備とともに、ため池や排水機場の適正な保全及び管理が行われる体制の 整備に取り組みます。

KPI (重要業績評価指標)

		目標値		
項目	指標	現状値	中間目標値	目標値
	令和7年度	令和 12 年度	令和 17 年度	
ため池および排水機場の 整備により被害が未然に 防止される面積	被害防止面積	5,123ha (令和6年度)	8,195ha	13,536ha

※項目「ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積」とは、 豪雨等による農業用ため池の決壊や農地等の湛水により想定される被害面積のうち、 農業用ため池および排水機場の豪雨対策および耐震化・長寿命化等の整備により 被害が未然に防止される面積。

現状と課題

◆ 農業用ため池の防災・減災対策

県内の農業用ため池は3,000か所を越えて存在しており、そのうち防災重点農業用ため池は1,000か所ほどあります。その多くで老朽化が進行しているとともに、近い将来の発生が危惧されている南海トラフ地震や気候変動の影響により激甚化・頻発化する豪雨などに対する安全性が懸念されています。

これまで本整備計画により、累計 61 か所(令和 6 (2024)年度末時点)の整備を進めてきましたが、令和 2 (2020)年 10 月に施行された「ため池特措法」を踏まえて、防災重点農業用ため池に係る防災工事をさらに加速する必要があります。

また、農業者の減少や高齢化の進行により、管理組織が脆弱化しており、日常の適切な維持管理が困難となっているため池が増加しています。

ため池の防災・減災対策を総合的に推進していくためには、防災工事とともに、ための適正な保全及び管理が行われる体制の整備が必要です。

排水機場の防災・減災対策

集中豪雨が頻発化・激甚化する中、農地や宅地の湛水被害防止を目的に整備された 県内の排水機場 136 か所のうち、令和 6 (2024)年度末には 96 か所(全体の 71%)が 標準耐用年数を超過するなど、老朽化に起因する排水機能の低下により、農村地域に 被害を及ぼすおそれがあります。また、気象変化や状況に応じた適時・適切な管理が 求められています。

排水機場の防災・減災対策を総合的に推進していくためには、施設機能の維持・強化とともに、管理体制の整備が必要です。

流域治水の推進

農業・農村における流域治水の取組は、県内の「流域治水協議会」において策定された「流域治水プロジェクト」に基づいて、農地・農業水利施設を活用した各取組を進めており、令和6(2024)年度末時点の「田んぼダム」の取組面積は、168ha(6市2町23組織)となっています。

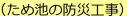
農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組を拡大していくためには、農業者など関係者の共感と取組の継続に向けた普及啓発が必要です。

取組内容

防災重点農業用ため池の防災・減災対策

ハード対策

防災重点農業用ため池の決壊リスクを低減するため、市町とも緊密に連携しながら、ため池の豪雨対策や地震対策等の防災工事を強力かつ計画的に進めます。





整備前





整備後

● ソフト対策

農業用ため池を管理されている方が、適正にため池の保全・管理を行っていただけるよう「ため池保全サポートセンターみえ」が相談対応や助言・指導、現地パトロールなど、ため池管理者を支援します。

ため池状況を監視する水位計設置や、日常・災害時のため池の点検報告ができる「ため池管理アプリ」など、ICTを活用した管理体制の整備を推進します。 ため池が決壊する非常事態に備え、住民の皆さんの主体的な避難行動につながるよう、関係する全ての市町とも連携して「ため池ハザードマップ」を活用した防災訓練の実施を促進します。

排水機場の防災・減災対策

八一ド対策

農地および市街地や集落を含む農村地域の湛水被害を防止するため、地域排水の一翼を担っている排水機場の耐震化や長寿命化を計画的かつ効果的に進めます。 (排水機場の耐震化)







整備前

整備後

● ソフト対策

排水機場の機能を確実に発揮させるため、市町などの管理者と連携しながら、 非常時における連絡・警戒体制の整備や機器の点検・確認の徹底など、保全管理 体制の整備を推進します。

気象状況に迅速かつ安全に対応するため、水位計や監視カメラによる状況把握や遠隔操作など I C T を活用した管理体制の整備を推進します。

流域治水の推進

- 農地・農業水利施設を活用した「流域治水」を推進します。
- 水田の活用

「田んぼダム」の取組の拡大を図るため、農業者の理解促進につながるよう、個別説明会や流出量調整器具の提供など、積極的な働きかけと情報発信に取り組みます。

- ため池の活用

「低水位管理」の取組の拡大を図るため、ため池 サポートセンターなどによる普及啓発に取り組み ます。

排水施設の活用

「農業用排水機場の効果的な活用」に向けて、施設の更新整備や長寿命化、適時・適切な補修など、施設機能の維持・強化に取り組みます。

● 農業用ダムの活用

農業用水を確保しつつ、河川管理者などの関係機関と連携を図りながら、大雨を予測した事前放流による洪水調節容量の確保に努めます。



(田んぼダム)



(ため池の低水位管理)

基本事業

		目標値		
項目	指標	現状値	中間目標値	目標値
		令和7年度	令和 12 年度	令和 17 年度
農業用ため池の決壊を防止 するための豪雨対策、地震対策 および劣化対策	整備済ため池の数	62 か所 (令和6年度)	110 か所	175 か所
排水機場の 耐震化および長寿命化	整備済 排水機場の数	26 か所 (令和6年度)	53 か所	80 か所
田んぼダムに 取り組む水田	取組面積	168ha (令和6年度)	450ha	950ha

- ※項目「農業用ため池の決壊を防止するための豪雨対策、地震対策および劣化対策」とは、 農業用ため池の決壊による被害を最小限にするための豪雨対策、地震対策および劣化対策の 防災対策を実施した農業用ため池の数。
- ※項目「排水機場の耐震化および長寿命化」とは、 農地等の湛水被害を最小限にするための耐震化および長寿命化を実施した排水機場の数。
- ※項目「田んぼダムに取り組む水田」とは、

実施する地域やその下流域の湛水被害リスクを低減するための「田んぼダム(水田の落水口に流 出量調整器具を取り付けた)」に取り組む水田の面積。

ため池の適切な保全・管理を支援~ため池サポートセンター

豪雨や地震等に起因した農業用ため池の決壊による周辺地域への被害を 未然に防止するためには、ため池の適正な保全・管理が不可欠です。

県内の農業用ため池を管理されている方々が、適正にため池の保全・管理を行っていただけるよう、三重県、三重県土地改良事業団体連合会等で組織する「ため池保全サポートセンターみえ」を令和2年7月設立し、専門スタッフによる相談対応や現地での助言、適正管理に向けた普及啓発などさまざまな支援を行っています。

ため池サポートセンターの業務 一ため池管理者等への支援ー

ため池管理の相談窓口

専門スタッフがため池 管理者からの相談に対 応しています。

現地パトロール

ため池が適正に保全・管理されているか、専門スタッフが現地を巡回して確認しています。

改善が必要な場合や 管理者の求めに応じて



【現地パトロール】

助言·現場技術指導

ため池管理者に対し、補修や適正な保全・管理のための助言や技術的指導を行います。







ため池の保全・管理に関する普及啓発

ため池の保全·管理に関する様々な情報発信やため池管理者研修会の開催など、ため池管理体制の整備や適正管理に向けた普及啓発を行っています。



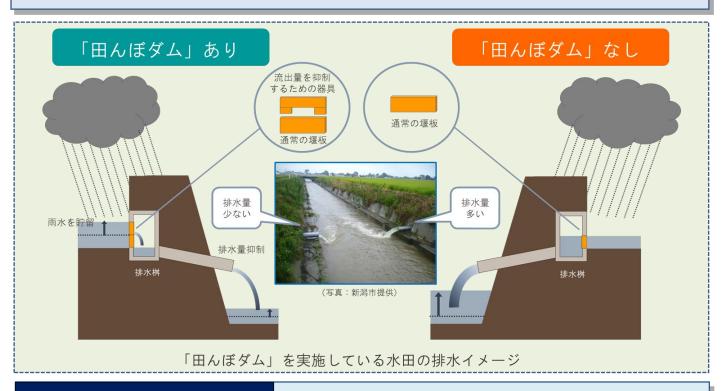


【ため池管理者研修会】

流域治水対策「田んぼダム」の推進

近年、気候変動の影響による水害の頻発・激甚化が懸念される中、県では、流域治水対策として、営農しながら取り組むことができ、湛水被害リスクの低減に貢献する取組を進めています。

「田んぼダム」は、堰板や穴の開いた調整板などを水田の落水口に取り付け、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水することで、排水路や河川の水位の急激な上昇を抑え、溢れる水の量や範囲を抑制し、排水路や河川の流下能力や排水機場の排水能力を超える降雨があった場合でも、周辺の農地・集落や下流域の浸水被害を軽減することができます。



田んぼダムの取組への支援

農地の整備や補強、流出量調整器具の購入など、取組にあたっては農地整備 事業や多面的機能支払交付金を活用することができます。(下図:器具の設置例)



活力ある持続可能な農村の振興

取組方向

活力ある持続可能な農村を実現するため、農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた地域の共同活動や営農活動を支援するとともに、活動組織の共同活動が持続的に行えるよう、組織の体制強化に取り組みます。また、農業生産を支える地域に応じた基盤整備と地域資源活用につながる活性化施設整備を一体的に推進します。

KPI(重要業績評価指標)

		目標値		
項目	指標	現状値	中間目標値	目標値
		令和7年度	令和 12 年度	令和 17 年度
活力ある持続可能な農村 の実現につながる新たな	取組数		110取組	174取組
取組数		(令和6年度)		

[※]項目「活力ある持続可能な農村の実現につながる新たな取組数」とは、

農村に人が住み続けるための条件整備、農村を支える活力の創出や人材の確保に向けた取組等、 持続可能な農村の実現につながる新たな取組数。

現状と課題

◆ 多面的機能の維持・発揮に向けた地域資源の保全管理活動

平成 19(2007) 年度から「多面的機能支払制度」の活用により、農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援してきました。令和6(2024) 年度末時点では、789 組織、30,553ha で活発な取組が行われています。

しかし、近年の農村地域のさらなる人口減少や高齢化の進行により、地域の共同活動の人手が不足するなど活動の継続が困難な状況になってきており、多面的機能の発揮や用排水路等の末端農業インフラの保全管理に支障が生じています。

今後とも農村の地域社会が維持され、農業および農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるよう、農業生産活動の継続を後押しする共同活動を支援するとともに、共同活動に参加する人材を確保し活動組織を維持・強化することが必要です。

◆ 中山間地域等の生産基盤

中山間地域等は、傾斜が急で狭小な農地が多く、ほ場の大区画化や大型機械の導入、 農地の集約等が容易ではないため、平地に比べて、規模拡大による生産性の向上が難 しく、生産条件が不利な状況にあります。

また、人口減少や高齢化による担い手不足や荒廃農地の発生が深刻化しています。 地域農業の維持・発展を図るためには、営農条件を改善する地域の特性に応じた生 産基盤の整備が必要です。

◆ 中山間地域等の生活環境

中山間地域等では、狭小な集落道等の生活環境の利便性や快適性が低い状況にあります。こうした状況は、さらなる人口減少・高齢化につながり、農村集落の機能を維持していくことが困難になりつつあります。

地域社会の維持に資する生活の利便性を確保するため、重要な農村生活インフラである集落道等の生活環境を改善する整備が必要です。

◆ 農村の交流・活性化

農村地域では、人口減少や高齢化、担い手不足等により、農村の活力の低下が深刻な状況となっています。

魅力ある農村を持続させていくためには、豊富な地域資源を活用した活性化施設の整備により、就業の場を確保するなど、農村の活力の向上が必要です。

◆ 中山間地域の農業生産活動

中山間地域では、平地と比べ傾斜地が多いことなど農業生産条件が不利であることに加え、人口減少や高齢化が進行し、荒廃農地の増加や集落機能の低下が深刻化しています。このような状況をふまえ、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための協定を締結し、それに従って取り組む活動等に対し、「中山間地域等直接支払制度」による支援を行っています。令和6(2024)年度末時点では、235協定、2,197haで取組が行われています。

しかし、中山間地域では人口減少や高齢化の進行が著しいことから、荒廃農地の発生を防止し、農業生産活動等の継続を実効性のあるものにしていくため、農業者に寄り添ったきめ細かな支援や活動の継続に向けた体制づくりが必要です。

取組内容

多面的機能の維持・発揮に向けた地域資源の保全管理活動への支援

- 農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地、農業用水路、農道等の地域資源の保全や景観形成などに向けた共同活動を支援します。
- 組織力の強化を図るため、単一集落で活動している組織については集落間の連携を進めることで、人材・資機材の融通や事務負担の軽減が可能となるよう組織の統合や広域化を促進します。さらに土地改良区との連携、学校や企業、非農業者といった多様な主体の参画等を促すことで活動組織の強化に取り組みます。
- 農業・農村の多面的機能を支える共同活動の持続的発展に向け、小学校や子供会などと連携した田植え体験や野菜の収穫祭などをきっかけとして地域内外の多様な人材の共同活動への参画を促すことにより、多面的機能を実感する人を増加させ、多面的機能に対する理解の醸成を図ります。



(水路の泥上げ)



(施設の保全管理)

中山間地域等の生産基盤の整備

中山間地域等の条件不利を解消し、持続的な農業生産活動が行われるよう、地域の特性に応じて、農業生産を支えるほ場、用排水路等の総合的な基盤整備を推進します。



(ほ場整備)



(農業用用排水路)

中山間地域等の生活環境の整備

● 地域社会の維持に資する住民生活の利便性や快適性を確保し、農村に人が住み続けられるよう、重要な生活インフラである集落道等の生活環境の整備を推進します。



(集落道路)



(農業集落排水施設)

農村の交流・活性化を促す基盤整備

地域の特色を生かした持続的で魅力ある農村を実現するため、豊富な資源を活用して6次産業化やブランド化につながる加工施設や直売施設等の活性化施設の整備を支援します。



(加工処理施設)



(集出荷加工処理施設)

中山間地域の農業生産活動への支援

- 中山間地域等の荒廃農地の発生を未然に防止し、適切な農業生産活動が持続的に行われるよう、生産条件に関する平地との不利を補正するための支援を行います。
- 効率的な農地保全や集落機能を維持する体制づくり を進めるため、機械利用の共同化など集落協定間の 連携を促進するとともに、農業者のみならず多様な 主体の活動への参画を進めます。



(多様な主体の参画)

基本事業

	目標値			
項目	指標	現状値	中間目標値	目標値
		令和7年度	令和 12 年度	令和 17 年度
多面的機能支払制度を活用す る組織が取り組む農用地	活動増加 面積	一 (令和6年度)	325ha	650ha
組織の体制強化が図られた活 動組織	活動組織数	— (令和6年度)	10 組織	20 組織
中山間地域等で整備した生産 基盤施設や生活環境および活 性化施設	整備数	128 施設 (令和6年度)	208 施設	242 施設
中山間地域等直接支払制度を 活用する集落が取り組む農用 地	協定増加	一 (令和6年度)	25ha	50ha

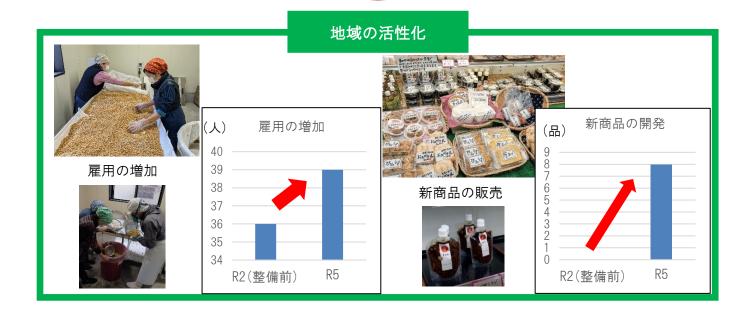
- ※項目「多面的機能支払制度を活用する組織が取り組む農用地」とは、
 - 農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮に向け、計画期間内に、多面的機能支払事業に おいて、活動組織が保全管理する農用地の増加面積。
- ※項目「組織の体制強化が図られた活動組織」とは、 活動の持続的な発展に向け、組織の統合や広域化等により体制が強化された活動組織数。
- ※項目「中山間地域等で整備した生産基盤施設や生活環境および活性化施設」とは、 計画期間内に実施した、農業用用排水施設等の生産基盤整備や、農村地域へのアクセスを促すた めの農道・集落道路等の生活環境整備の施設数および農村地域の活性化を図るための加工施設や 直売施設等の施設数。
- ※項目「中山間地域等直接支払制度を活用する集落が取り組む農用地」とは、 計画期間内に、中山間地域等直接支払事業において、集落が取り組む農用地の増加面積。

地域資源活用に向けた施設整備による農村の活性化

多気町丹生地区の農家レストランでは、地場産の大豆を用いた豆腐等の豆料理をメインに、地域の旬の食材にこだわった農村料理を提供してきました。メニューに欠かせない味噌作りに必要な「麹菌」は、これまで他地域の加工業者から購入していましたが、地域の人々が伝統の味噌作りを継承するため、農山漁村振興交付金を活用して新たに麹加工施設を整備し、味噌作りのほか「麹」の販売や新商品の開発に取り組んでいます。

地域資源活用に向けた施設を整備することで、雇用の増加など農村の活性化につながっています。

| 麹加工施設 | 農産物の出荷 | 地域農産物を活用した麹の | 加工、ブランド化及び販売 | 地域農業の活性化 | 地域農業の活性化 | ・新商品の開発及び販売 | 雇用の促進 | 原接する農家レストランや | 直売所との販売連携 | 所得の増加 | 定住の促進



多様な主体の参画による地域コミュニティの活性化

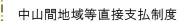
農村地域では、人口減少や高齢化の進行に伴い集落機能が低下していることから、農村の機能を維持・発展させることが急務となっています。このため、地域活動の持続的発展に向け、地域住民をはじめ学校や企業といった多様な主体の参画が得られるよう体制づくりに取り組みます。

~ 伊賀市 西山地区の取組事例 ~

つなぐ棚田遺産"西山の棚田"がつなぐ多様な組織との連携取組

西山集落協定をはじめとした西山の自治組織が企業 や小学校などと連携し、美しき日本の原風景である棚田を中心とした農業生産活動や清掃活動、おいしい棚田米の販売といった地域農業の振興に資する積極的な活動を実施しています。





西山集落協定

連携

多面的機能支払制度

西山ふるさと保全会

CSR活動協定締結

世代間交流

地産地消活動

近隣企業

連携内容:棚田展望公園周辺の清掃活動

地域イベントへの参加等

参加者:正社員とその家族

地元小学校

連携内容:田植え・稲刈り体験

椎茸栽培学習

たなだ学校

参 加 者:小学生

地元農園

連携内容:地域で採れた新鮮野菜

の販売

ふれあい朝市







多様な組織との連携取組により、西山地区の交流人口の増加、さらなる活発的な連携取組の展開、地域の活性化につながっています。

第5章 推進体制

1 関係者の役割

この計画に掲げる施策を着実に推進し、目標を達成するためには、農業者および農業団体、地域住民や行政などの関係者が農業農村整備のめざす将来の姿を共有し、それぞれの役割に応じた取組を連携しながら行うことが重要です。

(1) 三重県の果たすべき役割

県は農業農村整備のめざす姿の実現に向けて、地域の意向のとりまとめや計画づくりに関わり、この計画の推進に積極的に取り組むとともに、必要な知識やファシリテーション力など、技術力の向上に取り組みます。また、国や市町、土地改良区等と連携し、農業者、地域住民の活動を支援する体制の構築に取り組みます。

(2) 市町に期待される役割

市町は農業者や地域住民にとって最も身近な行政機関であり、地域における農業者や住民の意向や課題を把握したうえで、地域の農業および農村の推進方向を定めるとともに、主体的に地域の課題解決や支援に取り組んでいくことが期待されています。

(3) 土地改良区等に期待される役割

土地改良区は、土地改良事業団体連合会の支援とともに、地域の意向をとりまとめ、 農業用用排水施設の整備や区画整理等を実施し、土地改良施設の適切な維持管理を行っ ていくことが期待されています。また、土地改良事業団体連合会は、農業者や地域住民 との話し合いを通じて計画づくりに参加するとともに、農業農村整備の必要性や農業お よび農村の有する多面的機能を広く県民に情報発信していくことが期待されています。

(4)農業者に期待される役割

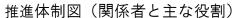
農業者は、JA等の農業団体の取組とも連携を図りながら、自立的な農業をめざして 農業経営に取り組むことが期待されています。また、農業用施設の適切な管理・運用を 通じて地域の防災対策に貢献するとともに、地域のさまざまな活動によって地域住民と の交流や多面的機能の維持・発揮に向けた共同活動等の積極的な取組と情報発信をして いくことが期待されています。

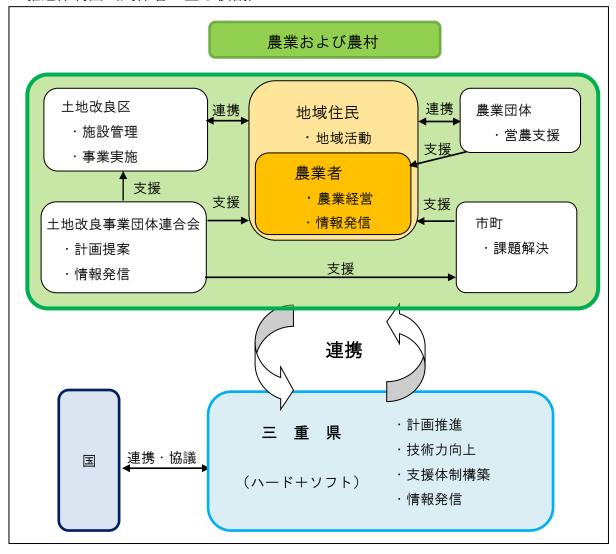
(5) 地域住民に期待される役割

地域住民は食料の消費者としての役割だけでなく、農業および農村の有するさまざまな役割を理解するとともに、食育の推進や環境問題に積極的に取り組んでいくことが期待されています。また、地産地消への参画や地域のさまざまな活動を通じて農業者との交流、多面的機能の維持・発揮に向けた共同活動等に積極的に参画することなどが期待されています。

2 推進体制

地域機関ごとに「地域づくりのための農業農村連絡会議」を設置し、県、市町、農業団体、土地改良区などの関係者がそれぞれの役割を果たすとともに、農業農村整備を契機とした地域の計画づくりに向けた話し合いや計画に基づく取組を一体となって進めています。





3 関連施策

農業農村整備の課題に総合的に取り組むため、「農泊・農村RMO」や「獣害対策」などの構想や施策と連携します。

農泊の推進による所得と雇用機会の確保

農山漁村には、豊かな自然や美しい景観、特色ある歴史・文化など多様な地域資源が存在しています。県では、これらを農林漁業体験民宿や農家レストラン、自然体験などの経済活動に活用できる人材の育成に取り組んでいます。

また、これらの地域資源を活用した「宿泊」や「食事」、「体験」といったコンテンツを提供する事業者、観光協会、旅行業者、自治体などが連携し、地域で一体となって交流人口の拡大に取り組む「農泊(農山漁村滞在型旅行)」を推進しており、研修会の開催やモニターツアーの実施により、連携体制の強化やコンテンツの磨き上げ、情報発信などを支援し、来訪者に滞在の長期化と消費を促し、地域の利益を最大化することで、所得と雇用機会の確保につなげる取組を進めています。

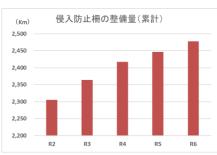


獣害対策の推進

三重県では、集落ぐるみで獣害対策に取り組むための「体制づくり」、侵入防止柵の整備などを行う「被害対策」、生息調査や捕獲を進める「生息管理」、捕獲した野生獣を有効に生かす「獣肉等の利活用」に取り組んできました。その結果、農業の被害金額はピーク時の平成23年度に比べ大幅に減少しましたが、近年、被害額がやや増加傾向にあることや、依然として被害軽減が実感されない集落がみられます。また、気候変動や人口減少に伴う集落機能の低下等により、人の生活圏に出没する野生鳥獣が増加傾向にあります。

さらなる農業被害の軽減に向け、これまでの対策を継続するとともに、 獣種や被害の大きさなど、地域の状況に応じたきめ細かな環境整備の実施 やICT等を活用した省力・効率的な捕獲の強化等を図ります。また、野 生鳥獣による生活環境被害や人身被害の軽減・未然防止を図るため関係機 関と連携して総合的な獣害対策を推進します。





3獣和	3獣種の捕獲頭数		(頭)
	イノシシ	ニホンジカ	ニホンザル
R6	9,931	22,061	1,547
R5	7,461	21,370	1,231
R4	7,215	23,124	1,164
R3	6,960	23,723	1,303
R2	12,634	24,726	1,311

資料:三重県調べ

集落ぐるみの獣害対策



侵入防止柵の設置

省力・効率的な捕獲



ICTを活用した捕獲檻

用語説明

本文に記載されている用語の説明です。

(1) 五十音順

単語(事項等の名称)	解説
か行	
荒廃農地	耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が不可能となっていると、市町・農業委員会の現地調査により客観的に判定された農地。
経営体	農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、(1)経営 耕地面積が30アール以上、(2)農作物の作付面積又は栽培面積、 家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数等、一定の外形基準の規模(露 地野菜15アール、施設野菜350㎡、搾乳牛1頭等)、(3)農作業の 受託を実施、のいずれかに該当するもの。
高収益作物	主食用米よりも面積当たりの収益性の高い作物。主食用米(備蓄米含む)並びに小麦、大豆、そば、飼料作物等、個別の作物の経営に対する補助金の対象作物以外の作物。
さ行	
スマート農業	ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用する農業のこと。ドローンやロボット農業機械の活用による作業の省力化・自動化や、データの活用による、農産物の品質や生産性の向上が期待される。
集落機能	集落が備えている、地域住民同士が相互に扶助しあいながら生活の維持・向上を図る生活扶助機能(例:冠婚葬祭など)、農林漁業等の地域の生産活動の維持・向上を図る生産補完機能(例:草刈りなど)、農林地や地域固有の資源、文化等の地域資源を維持・管理する資源管理機能をいう。
世界かんがい施設遺産	かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資するために、歴史的なかんがい施設を国際かんがい排水委員会(ICID)が認定・登録する制度。

た行	
デジタル田園都市国家構 想総合戦略	「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日閣議決定)で定めた取組の方向性に沿って、デジタル田園都市国家構想が目指すべき中長期的な方向について、達成すべき重要業績評価指標(KPI)と併せて示すとともに、構想の実現に必要な施策の内容やロードマップ等を示すもの。
田んぼダム	水田の落水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴の開いた調整板などの器具を取り付けることで、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑えることで、水路や河川から溢れる水の量や範囲を抑制する取組。
多面的機能	国土の保全、水源の涵養(かんよう)、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能
多面的機能支払制度	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のために行われる 地域の共同活動や農業生産活動等への支援を目的として、平成 19(2007)年度に農地・水・環境保全向上対策として始まり、日 本型直接支払制度の一つとして実施されている。平成27(2015) 年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する 法律」に基づく制度として、支援が行われている。
中山間地域等	山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域。農林統計の農業地域類型区分のうち中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域に加え、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法などの地域振興立法の指定を受けている対象地域が含まれている。
中山間地域等直接支払制度	不利な営農条件下での農業生産活動の継続を目的として平成 12(2000)年度に始まり、現在が日本型直接支払制度の一つとし て実施されている。農業生産条件の不利な中山間地域等におい て、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決 め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う 場合に、面積に応じて一定額を交付する制度。
土地改良区	農業用用排水施設の新設・変更、農地の整備等工事を伴う事業 や、土地改良事業によって造成された施設の維持管理を行政に 代わり実施する農業者による団体。
土地改良長期計画	土地改良法第4条の2の規定に基づき、5年を一期として策定するもの。現計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間としている。土地改良事業の実施の目標および事業量を定めることとしている。
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯。

な行	
農業水利施設(農業用用排水施設)	農地へのかんがい用水の供給を目的とするかんがい施設と、農地における過剰な地表水及び土壌水の排除を目的とする排水施設に大別される。かんがい施設には、ダム等の貯水施設や、取水堰せき等の取水施設、用水路、揚水機場、分水工、ファームポンド等の送水・配水施設があり、排水施設には、排水路、排水機場等がある。このほか、かんがい施設や排水施設の監視や制御・操作を行う水管理施設がある。
農業用施設	農業用施設は、下記のような施設が該当 (i)農業用道路、農業用用排水路、防風林等農地等の保全又は利用の増進上必要な施設 (ii)畜舎、温室、植物工場、農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設等農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設 (iii)たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具格納庫等農業生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設
農地バンク	農地中間管理機構のことで、農地を貸したい人から農地を借り受け、耕作を希望する人にまとまりのある形で農地を貸し付ける事業を行う組織のこと。都道府県、市町村、農業団体等が出資して組織されている法人であり、都道府県知事が県に一つに限って指定することで農地中間管理機構となる。
農業経営体	農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、 ①経営耕地面積が30a以上 ②農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷 羽数等、一定の外形基準以上の規模(露地野菜15a、施設野菜 350㎡、搾乳牛1頭等) ②農作業の受託を実施 のいずれかに該当するもの。
農業産出額	都道府県を単位としてその年の農業生産活動によって生み出された品目別生産量に品目別農家庭先販売価格を乗じて算出されたもの。農業総産出額から物的経費(減価償却費及び間接税を含む。)を控除したもの。
農地の集積	農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面 積を拡大すること。
農地の集約化	農地の利用権を交換すること等により、農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。

農地中間管理機構	農地等を貸したい農家(出し手)から農地等を預かり、規模拡大や経営の効率化を進めている担い手農家(受け手)へ農地の利用の集積・集約化を進めるために農地等の中間的受け皿となる組織。
担い手	認定農業者、集落営農等。
認定農業者(制度)	農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。
農林業センサス	我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土 地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明ら かにし、 農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料とな る統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査の こと。
6次産業化	農林漁業者等が必要に応じて農林漁業者等以外の者の協力を得て主体的に行う、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。
は行	
ほ場	農作物を栽培するための場所のこと。水田や畑などを包括する 言葉。
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものであり、予測される災害の発生地点、被害の範囲、避難経路、避難場所などの情報が地図上に図示されている。
販売農家	経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家。
防災重点農業用ため池	決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被 害を与えるおそれのあるため池。
や行	
優良農地	集団的にまとまっているなど、良好な営農条件を備えた農地のうち、農振法における農業振興地域の農用地区域(農振農用地)がその条件にあてはまる。農地制度においては、積極的に確保する農地としている。
ļ	ı

ら行		
連携管理保全計画(水土里ビジョン)	地域の農業水利施設等の保全に向けた将来像を共有し、関が連携して取り組んでいく仕組み。	関係者

(2)アルファベット順

単語(事項等の名称)	解説
АІ	人工知能「Artificial Intelligence」 学習・推論・判断といった人間の知能の持つ機能を備えたコン ピュータシステムのこと。
DX	Digital Transformationの略で、データやデジタル技術を駆使して、顧客や社会のニーズを基に、経営や事業・業務、政策の在り方、生活や働き方、さらには、組織風土や発想の仕方を変革すること。DXのXは、Transformation(変革)のTrans(X)に当たり、「超えて」等を意味する
ICT	情報通信技術「Information and Communication Technology」情報や通信に関連する科学技術の総称。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。
ΙοΤ	モノのインターネット「Internet of Things」 世の中に存在する様々な物体(モノ)がインターネットに接続 され、相互に情報をやり取りして、自動認識や自動制御、遠隔 操作などを行うこと。

【裏表紙の説明】

• 丸山千枚田 (熊野市)



三重県農林水産部農業基盤整備課

〒514-8570 津市広明町13番地 TEL 059-224-2556